

栃木市建築物における木材の利用促進に関する方針

第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、法第10条で定める基本方針及び、法第11条で定める都道府県方針に即して、市内の建築物における木材の利用の促進及び県産木材の利用に関する基本的事項等を定めるものである。

第2 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

森林は、土地の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などの様々な公益的機能を有しており、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を通じて、これらの公益的機能を持続的に発揮することが求められている。

また、森林から産出される木材は、断熱性、調湿性等に優れるなど、快適な生活空間の形成に貢献する建築資材であるだけでなく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進し、併せて森林の適正な整備を推進することは、林業・木材産業の成長産業化のみならず、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

これらを踏まえ、市では、本方針に基づき、自ら整備する公共建築物等における木材の利用に率先して取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、第3以降に掲げる各種施策に取り組むものとする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、率先して市が整備する公共建築物及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。
- 2 市は、市内において建築物を整備する事業者に対して、県産木材の利用の理解と協力を求める。（又は建築用木材、先進的な木造建築物に関する技術普及、住宅の木造化及び木質化など情報提供に努める。）

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- 1 市が整備する公共建築物の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、「2階建て以下、かつ延べ面積3,000㎡以下」の施設は木造化に努める。
 - ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合
 - ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
 - ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
 - ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
 - ⑤その他、木造化することが困難な場合
- 2 木造以外の施設にあっても、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令の規

定により制限等がある場合を除き木質化を図ることに努める。

- 3 多くの市民の利用が見込まれる施設は、積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・椅子などの備品等に木材を用いた製品を使用することに努める。
- 4 公共土木施設等における木材の利用
公共土木施設等については、施設の特質や用途に応じ、木材の特性を活かしながら県産木材の利用の促進を図るものとする。

第5 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対し周知に努めるものとする。また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合は、法の目的や基本理念並びに本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

なお、協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表するものとする。

第6 森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の活用

公共建築物や民間の中大規模建築物の木造・木質化にあたっては、地域で調達可能な木材の規格や品質等を熟知した上で、建築物の設計・施工、木材の調達を行うことが重要であることから、建築物の発注者、設計者及び施工者は、地域の森林施業・製材・建築に精通した木材コーディネーター人材の助言を活用すること等により、建築物への木材の利用の促進に努めるものとする。

第7 木材の利用の促進の啓発

市は、関係団体と連携し、住民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、木材の利用の効果について住民への普及啓発を行うものとする。

また、建築物における木材の利用について広く住民の関心と理解を深めるため、木材利用に関するイベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を実施することにより、木材の利用の促進に取り組むものとする。

附則

本方針は、平成24年12月28日から適用する。

附則

本方針は、平成30年3月29日から適用する。

附則

本方針は、令和6年3月26日から適用する。

※用語の定義

県産木材・・・原料となる素材が栃木県産であり、その産地証明がなされた木材をいう。

木造化・・・建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、桁、壁、床等）が木造であることをいい、集成材やCLT等による木造を含む。

木質化・・・建築物の内外装等に木材を用いることをいう。

木造・木質化・・・木造化及び木質化のことをいう。